

(国際学部)「ニューヨーク国連研修(海外研修E)」の単位認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、本学が加盟する国際連合アカデミックインパクト (UNAI) の活動の一環として行う「ニューヨーク国連研修」の単位認定について定めるものである。

(実施の所管)

第2条 「国際交流・国連アカデミック (UNAI) 委員会」は本研修プログラムの企画、立案、実施、研修参加者に対する単位認定資格の判定、関係委員会に対する認定申請を含む諸手続きを所管する。

(対象)

第3条 「ニューヨーク国連研修(海外研修E)」の対象者は国際学部生とする。

(単位認定の方法)

第4条 単位認定の方法については、次による。

- (1) 「国際交流・国連アカデミック (UNAI) 委員会」および研修引率者は、事前研修・本研修の参加態度、事前・事後レポートの内容などを総合的に評価して成績評価案を作成し、学部教務委員会の同意の後、教授会の承認を得るものとする。
- (2) 単位認定を希望する学生に対しては成績を開示の上、所定の単位「海外研修E」を第4 Semesterで認定する。

(活動上の安全対策など)

第5条 当研修活動に参加する学生は、安全管理の自己責任を確認する保証人連名の誓約書を本学部長に提出しなければならない。

2 本学部は当研修活動に対する安全対策について十分に留意し、不測の事態が発生した場合には所定の危機管理対策に基づき対処する。

3 当研修活動に参加する際には、参加学生は海外旅行傷害保険に自己負担で加入しなければならない。

4 当研修活動に参加する学生は、大学が学生本人を被保険者とする傷害保険に加入することを了承する。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は国際学部教授会が決定する。

附 則

この内規は 2021 年 6 月 16 日より施行する。